

いずみ居宅介護支援 重要事項説明書

社会医療法人社団 医善会
いずみ居宅介護支援
東京都足立区本木 1-3-7
TEL 03-5888-2124

1 「居宅介護支援とは」

介護を必要とされる方が、自宅において自立した生活を続けていくことができるように、居宅サービス計画（以下「ケアプラン」）の作成やケアプランに位置付けたサービスの連絡、調整を行うことです。

2 いずみ居宅介護支援の概要

1) 介護保険事業所番号およびサービス提供地域

事業者名 : 社会医療法人社団 医善会
いずみ居宅介護支援

所在地 : 東京都足立区本木 1-3-7

TEL 03-5888-2124

事業所番号 : 第 1372105294 号

サービス提供地域 : 足立区、荒川区一部

2) 職員体制

	資格	人数	
管理者	主任介護支援専門員、看護師	1名	介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	看護師、鍼灸士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士	4名以上	内、1名管理者と兼務
事務員		1名	

3) 営業時間

営業日	月曜～土曜日 午前9：00～午後5：00
休日	日曜・祝日 年末・年始 12月30日～1月3日

3 サービスのご利用

1) サービスの利用開始

お電話等でお申し込み下さい。社会医療法人社団医善会 いずみ居宅介護支援（以下「事業者」）と契約締結後、ケアプランを作成し介護支援サービスが開始となります。

2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

7日以上前までにお申し出いただければ、契約の解除ができます。解約料は一切かかりません。

② 事業者の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によりサービスの提供が継続できない状況が生じた場合は、1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスが終了となります。

- ・ 利用者が介護保険施設等に入所された場合
- ・ 利用者の要介護認定区分が、要支援、又は自立と認定された場合
- ・ 利用者が事業者のサービス該当区域外に転居された場合
- ・ 居宅介護サービスの利用が継続して一年間ない場合
- ・ 利用者が死亡した場合

④ その他

利用者や家族などが事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為や従業員等に対するハラスメントを行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

4 利用料

1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の単位数則った料金をいただき、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

	居宅介護支援費(1)	居宅介護支援費(2)	居宅介護支援費(3)
要介護1・2	1,086 単位	544 単位	326 単位
要介護3・4・5	1,411 単位	704 単位	422 単位

令和6年4月1日改訂

* 一部、加算区分にて増減あり。

* 初回加算、入院時情報連携加算、退院退所可算等、状況に応じて加算・減算あり。

2) 交通費

利用者の居宅が通常業務の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。

5 介護支援事業の特徴

1) 運営の方針

- ・ 要介護の状態にある方が自立した日常生活を営めるよう支援いたします。
- ・ 家族や介護をされる方々の精神的・身体的負担の軽減をはかるよう支援いたします。
- ・ ケアプランに位置づけるサービス事業所の紹介にあたっては、その選定理由を説明します。また利用者は複数の事業者の紹介を求めることが可能です。
- ・ 介護支援専門員は、利用者またはその家族の希望を踏まえつつ公正中立に計画を作成します。
- ・ ケアマネジメントの公平中立性を図る観点から、当事業所において前 6 か月間に作成したケアプランに於ける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び、その事業者名を文書（別紙）にてお知らせします。
- ・ ケアプランの作成に際しては、複数の事業所を提案し、その事業所選定理由、内容・利用料等に関する情報を適正に説明し、文書による同意を受けます。

2) 虐待の防止のための措置

虐待の発生、再発を防止するため担当者を定め対策検討委員会や研修を定期的に開催します。虐待やその恐れのある事例を確認した際には地域包括支援センター等の関連行政機関への報告を行い、防止と解決に向けて連携を図っていきます。

- 3) サービスの質向上を目的として、介護支援専門員に関する研修への参加及びその周知を図ります。
- 4) 感染症の予防及び蔓延防止の処置として、指針の策定研修会等開催、それを行う担当者を定め事業所として取り組みます。
- 5) 業務の継続計画を策定、感染症災害発生時において業務が早期に復旧再開する為予め計画を策定した上で、毎年度必要な研修訓練等に取り組みます。

6) 居宅介護支援の実施概要

利用者の居宅サービス計画にあたっては、全国社会福祉協議会採用方式によるアセスメント手法を用います。

特徴：「御自身が有する能力」を理解し、それをケアプランに活かすことにより自らの問題を自らの力で解決することを支援するエンパワメント支援の考え方を盛り込んでいます。

- 7) 当事業所は東京都指定の評価機関より第三所評価受け公表しております、詳細はインターネット「とうきょう福祉ナビゲーション」検索頂けます。

6 サービス内容に関する苦情

- 1) 当事業者の居宅介護支援およびケアプランに基づいて提供している各サービスについて承ります。

苦情相談窓口 所長・管理者 米田 光一郎
電話番号 03-5888-2124

- 2) その他当事業者以外に足立区、荒川区の相談・苦情窓口などに伝えることができます。

足立区役所 介護保険課、事業者指導係
所在地 : 足立区中央本町 1-17-1
電話番号 : 03-3880-5111 (代表)

社会福祉法人 足立区社会福祉協議会 基幹地域包括支援センター
所在地 : 足立区梅島 2丁目 1-20
電話番号 : 03-5681-3373

荒川区役所 介護保険課 事業者支援係
所在地 : 荒川区荒川 2-2-3
電話番号 : 03-3802-3111

東京都国民健康保険団体連合会 相談指導課
所在地 : 新宿区西新宿 6-24-1 三井ビル 14階
電話番号 : 03-6238-0177

7 法人概要

所在地 : 東京都足立区本木 1-3-7
名称 : 社会医療法人社団 医善会
代表者 : 理事長 小泉和雄

8 関連施設

(東京都足立区本木 1-3-7)

いずみ記念病院	TEL 03-5888-2111
いずみ記念病院 通所リハビリテーション	TEL 03-5888-2128
いずみ記念病院 訪問リハビリテーション	TEL 03-5888-2125
いずみ訪問看護ステーション本木	TEL 03-5888-2121
いずみ訪問介護	TEL 03-5888-2126

(東京都足立区西新井 5-35-2)

介護老人保健施設 いずみ	TEL 03-5838-2277
介護老人保健施設 いずみ 通所リハビリテーション	TEL 03-5838-2288
介護老人保健施設 いずみ 訪問リハビリテーション	TEL 03-5838-2277

個人情報取り扱い規定

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

社会医療法人社団医善会 いずみ居宅介護支援は、法人との何らかの関係を有する全ての人々の個人情報に関する権利を守るために、法人が取り扱う個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図ります。そのために法人は、下記のとおり「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を定め、これを実行し、これに従うことを宣言します。

—記—

1. 個人情報の収集にあたっては、その利用目的を明確に定め、利用目的を達成するために必要な限度を超えない範囲で行います。
2. 個人情報の収集は、適切かつ公平な手段により行います。
3. 個人情報を収集する時は、収集相手に対して、法人名（必要に応じて事業所名）および、連絡先を明示し、その利用目的についての同意（別に公表する利用目的に不同意の意思が表明されていないことを含みます。以下同じです。）を得ます。
4. 個人情報の提供にあたっては、同意を得た利用目的の範囲内で行います。
5. 保有する個人情報を適切に管理するとともに、外部への流失を防止します。
6. 個人情報を保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）ならびにこれに基づく命令を遵守するとともに、主務大臣の示すガイドラインを尊重し、個人情報の保護に関する法人規定を整備し、役職員に対して教育を実施し、個人情報の保護にあたります。
7. 個人情報の保護が適切に実施されるよう、法人内の体制を整備し、その維持及び継続的改善に努めます。

個人情報利用目的

社会医療法人社団医善会 いずみ居宅介護支援は、その事業を遂行するにあたって、個人情報を、次の目的の達成に必要な限度で、収集、利用します。

利用者及びその家族（親権者、法定後見人を含む。）の個人情報であって、下記の目的を達するため必要な事項です。

- ① ケアプラン、ほか各種申請書の作成
- ② 各保険者、主治医、サービス担当事業者との連絡、調整、サービス担当者会議の開催
- ③ 関係行政機関、地域の保険、医療、福祉サービスとの連携に必要な場合
- ④ 緊急時の連絡や事故等の報告、外部監査機関への情報提供等
- ⑤ 東京都国民健康保険団体連合会へのレセプト提出等、介護保険事務に必要な場合
- ⑥ 利用者に係るサービス提供事業者等の管理運營業務に必要な場合

